

## 議案第47号

南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

南あわじ市個人情報保護条例及び南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(南あわじ市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 南あわじ市個人情報保護条例（平成17年南あわじ市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南あわじ市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

南あわじ市個人情報保護条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第34条 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条以下 略</p>	<p>第1条～第34条 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第36条以下 略</p>	

南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第5条以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第11号</u>に規定する条例で定める場合は、別表第3の第1欄に掲げる実施機関が、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる実施機関に対し、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>第5条以下 略</p>	

議案第48号

南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市立学校設置条例の一部を改正する条例

南あわじ市立学校設置条例（平成17年南あわじ市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第2南あわじ市立倭文中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

南あわじ市立学校設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考														
<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="210 405 1048 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 405 555 456">中学校の名称</th> <th data-bbox="555 405 1048 456">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 456 555 507">南あわじ市立倭文中学校</td> <td data-bbox="555 456 1048 507">南あわじ市倭文庄田547番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 507 555 558">南あわじ市立西淡中学校</td> <td data-bbox="555 507 1048 558">南あわじ市松帆古津路577番地66</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="210 558 1048 600">南あわじ市立三原中学校以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	南あわじ市立倭文中学校	南あわじ市倭文庄田547番地	南あわじ市立西淡中学校	南あわじ市松帆古津路577番地66	南あわじ市立三原中学校以下 略		<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 405 1912 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="1075 405 1420 456">中学校の名称</th> <th data-bbox="1420 405 1912 456">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 456 1420 507">南あわじ市立西淡中学校</td> <td data-bbox="1420 456 1912 507">南あわじ市松帆古津路577番地66</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1075 507 1912 600">南あわじ市立三原中学校以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	南あわじ市立西淡中学校	南あわじ市松帆古津路577番地66	南あわじ市立三原中学校以下 略		
中学校の名称	位置															
南あわじ市立倭文中学校	南あわじ市倭文庄田547番地															
南あわじ市立西淡中学校	南あわじ市松帆古津路577番地66															
南あわじ市立三原中学校以下 略																
中学校の名称	位置															
南あわじ市立西淡中学校	南あわじ市松帆古津路577番地66															
南あわじ市立三原中学校以下 略																